備　考

１．この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日 没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」 を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。） までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。

２．この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の５分の３に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。

３．加算割増率は、次の算式により算出する。

Ｋ＝{（３．５／１，０００）×Ｌ３　－　Ｔ×１．２}／１，０００

Ｋは、加算割増率であって、負の値の場合は０とする。

Ｌは、船舶の長さ（メートル）の値

Ｔは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値

４．この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数１万トン以上の船舶に、「②の額」は、総トン数１万トン未満の船舶に適用する。